

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備 考（変更理由）
光ネットサービス契約約款 <u>2023年3月10日</u> 株式会社 STNet	光ネットサービス契約約款 <u>2023年4月1日</u> 株式会社 STNet	

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備 考（変更理由）														
第 1 章 総則 （用語の定義） 第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使⽤します。 <table><tr><td>用 語</td><td>用 語 の 意 味</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	用 語	用 語 の 意 味	(略)	(略)	第 1 章 総則 （用語の定義） 第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使⽤します。 <table><tr><td>用 語</td><td>用 語 の 意 味</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td><u>32 定額利用料</u></td><td><u>ピカラ光ねっと契約のピカラ光ねっとの品目、区別又は種別等に応じて定まる基本額、加算額及び付加機能利用料</u></td></tr><tr><td><u>33 通信料</u></td><td><u>情報量に応じた加算額により定まる料金</u></td></tr><tr><td><u>34 月額料金</u></td><td><u>定額利用料、機器のレンタル料及び附帯サービスのうち月額を定めるサービスの利用料並びに通信料</u></td></tr></table>	用 語	用 語 の 意 味	(略)	(略)	<u>32 定額利用料</u>	<u>ピカラ光ねっと契約のピカラ光ねっとの品目、区別又は種別等に応じて定まる基本額、加算額及び付加機能利用料</u>	<u>33 通信料</u>	<u>情報量に応じた加算額により定まる料金</u>	<u>34 月額料金</u>	<u>定額利用料、機器のレンタル料及び附帯サービスのうち月額を定めるサービスの利用料並びに通信料</u>	
用 語	用 語 の 意 味															
(略)	(略)															
用 語	用 語 の 意 味															
(略)	(略)															
<u>32 定額利用料</u>	<u>ピカラ光ねっと契約のピカラ光ねっとの品目、区別又は種別等に応じて定まる基本額、加算額及び付加機能利用料</u>															
<u>33 通信料</u>	<u>情報量に応じた加算額により定まる料金</u>															
<u>34 月額料金</u>	<u>定額利用料、機器のレンタル料及び附帯サービスのうち月額を定めるサービスの利用料並びに通信料</u>															

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備 考（変更理由）
別 記 1 ピカラ光ねっとの提供区域等 （1）ピカラ光ねっとの提供区域 当社が提供するピカラ光ねっとの提供区域は、次表のそれぞれの市町村の区域とします。<u>また、提供区域名は、各市町村の区域の略称とします。</u>各提供区域の提携事業者、特定協定事業者は次のとおりとします。 （表：略） （2）（略） （3－1）（略） （3－2）工事費等の条件 次表に該当する場合は、ピカラ光ねっど契約の申込みにあたり、工事費等が必要となる場合があります。 （表：略） （4－1）移転に係る初期提供開始日の引継ぎ 当社は、契約者回線等の移転に初期提供開始日の引継ぎについて、次のとおり取り扱います。 （ア）別記1（1）表の提供区域の<u>同市町村内</u>の移転又は別記1（1）表の初期提供開始日の引継ぎ欄が〔可〕の提供区域へ移転する場合は、当社所定の移転申込書により移転前の提供区域の提携事業者又は特定協定事業者との契約（以下この項目において「既存契約」といいます。）の初期提供開始日を引き継ぎます。 ただし、移転に係る既存契約の解除と同時期に、移転先のピカラ光ねっとの利用に係る提携事業者又は特定協定事業者の契約を締結し、移転先のピカラ光ねっどを提供した場合に限ります。	別 記 1 ピカラ光ねっとの提供区域等 （1）ピカラ光ねっとの提供区域 当社が提供するピカラ光ねっとの提供区域は、次表のそれぞれの市町村の区域とします。また、各提供区域の提携事業者、特定協定事業者は次のとおりとします。 （表：略） （2）（略） （3－1）（略） （3－2）工事費等の条件 次表に該当する場合は、ピカラ光ねっど契約の申込み<u>又は利用</u>にあたり、工事費等が必要となる場合があります。 （表：略） （4－1）移転に係る初期提供開始日の引継ぎ 当社は、契約者回線等の移転に初期提供開始日の引継ぎについて、次のとおり取り扱います。 （ア）別記1（1）表の同一「<u>市町村の区域</u>」内の移転又は別記1（1）表の初期提供開始日の引継ぎ欄が〔可〕の提供区域へ移転する場合は、当社所定の移転申込書により移転前の提供区域の提携事業者又は特定協定事業者との契約（以下この項目において「既存契約」といいます。）の初期提供開始日を引き継ぎます。 ただし、移転に係る既存契約の解除と同時期に、移転先のピカラ光ねっとの利用に係る提携事業者又は特定協定事業者の契約を締結し、移転先のピカラ光ねっどを提供した場合に限ります	

光ネットサービス契約約款 新旧対照表		
旧	新	備 考（変更理由）
料金表 通則 （料金の計算方法等） 1 当社は、ピカラ光ねっと契約者がそのピカラ光ねっとの品目、<u>区別若しくは種別等</u>に応じて定まる基本額、加算額及び付加機能利用料（以下「<u>定額利用料</u>」といいます。）と、情報量に応じた加算額により定まる料金（以下「<u>通信料</u>」といいます。）につき、料金月（1の暦月の起算日（暦月の初日）から次の暦月の起算日の前日までの期間をいいます。以下同じとします。）毎に、月額料金として計算します。 2 <u>定額利用料</u>は、起算日において当社が提供するピカラ光ねっとの品目、<u>区別若しくは種別等</u>に準じた料金を適用して算定します。 （1）<u>初期提供開始日、契約者回線等の移転（ただし、提供区域内の移転は除きます。）</u>、付加機能の提供等に係るピカラ光ねっと又は付加機能の提供を開始した日（以下「提供開始日等」といいます。）が含まれる月の<u>定額利用料</u>はいただきません。 （2）ピカラ光ねっとの解除日又は付加機能の廃止日が起算日以外になる場合は、当該料金月の<u>定額利用料</u>はいただきます。 （3）（1）の提供開始日等とピカラ光ねっとの解除日又は付加機能の廃止日が同一月となった場合には、当該料金月の<u>定額利用料</u>はいただきます。 （4）当社は、ピカラ光ねっとの品目、<u>区別若しくは種別等</u>が変更された場合には、起算日時点でピカラ光ねっと契約者に対して提供する品目、<u>区別若しくは種別等</u>に応じて定まる料金を適用して算定します。 （5）<u>定額利用料のうち情報量に応じた加算額</u>は、1の料金月の前月の起算日（暦月の21日）から次の暦月の起算日の前日までの期間（以下「<u>月間累計期間</u>」といいます。）に測定した情報量に従って算定します。 （6）初期契約解除を行う場合は、上記にかかわらず初期提供開始日からピカラ光ねっと契約の解除までの期間において<u>定額利用料（情報量に応じた加算額を除きます。）</u>を日割りにて算定します。 （7）（6）を適用する場合の<u>定額利用料</u>の日割りの算定は、暦日数により行います。	料金表 通則 （料金の計算方法等） 1 当社は、<u>月額料金を料金月（1の暦月の起算日（暦月の初日）から次の暦月の起算日の前日までの期間をいいます。以下同じとします。）</u>に従って計算します。 2 <u>月額料金</u>は、起算日において当社が提供するピカラ光ねっとの品目、<u>区別又は種別等</u>に準じた料金を適用して算定します。 （1）<u>初期提供開始日及び契約者回線等の移転（ただし、初期提供開始日を引継ぐ場合は除きます。）に係るピカラ光ねっとの提供を開始した日</u>（以下「提供開始日等」といいます。）が含まれる月の<u>月額料金</u>はいただきません。 （2）ピカラ光ねっと、<u>機器のレンタル若しくは附帯サービスの解除日又は付加機能の廃止日が起算日以外になる場合は、当該料金月の月額料金はいただきます。</u> （3）（1）の提供開始日等とピカラ光ねっと、<u>機器のレンタル若しくは附帯サービスの解除日又は付加機能の廃止日が同一月となった場合には、当該料金月の月額料金はいただきます。</u> （4）当社は、ピカラ光ねっとの品目、<u>区別又は種別等</u>が変更された場合には、起算日時点でピカラ光ねっと契約者に対して提供する品目、<u>区別又は種別等</u>に応じて定まる料金を適用して算定します。 （5）<u>月額料金のうち通信料</u>は、1の料金月の前月の起算日（暦月の21日）から次の暦月の起算日の前日までの期間（以下「<u>月間累計期間</u>」といいます。）に測定した情報量に従って算定します。 （6）初期契約解除を行う場合は、上記にかかわらず初期提供開始日からピカラ光ねっと契約の解除までの期間において<u>月額料金（通信料を除きます。）</u>を日割りにて算定します。 （7）（6）を適用する場合の<u>月額料金（通信料を除きます。）</u>の日割りの算定は、暦日数により行います。	

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備 考（変更理由）
第1表 料金 第1 利用料金 1 適用 （7）利用休止に係る料金の適用 当社は、ピカラ光ねっと契約者からの請求により、ピカラ光ねっとの利用休止を承諾した場合は、利用 休止期間中、<u>料金表第1表2料金額に規定する2－1－1基本額、2－1－2加算額及び2－1－3付加 機能利用料</u>は適用しません。	第1表 料金 第1 利用料金 1 適用 （7）利用休止に係る料金の適用 当社は、ピカラ光ねっと契約者からの請求により、ピカラ光ねっとの利用休止を承諾した場合は、利用 休止期間中、<u>月額料金（通信料を除きます。）</u>は適用しません。	

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備 考（変更理由）																																																																																																			
第2表 工事に関する費用 第1 工事費 1 適用 (3)新規・変更に係る工事費の区分 ア 新規又は変更の工事に係る工事費については、次の区分があります。 <table><tr><th>工事費の区分</th><th>適 用</th></tr><tr><td>(ア) 交換機等工事費</td><td>光ネットワーク取扱局の交換設備又は主配線盤における工事を要する場合に適用します。 ただし、同時に品目変更手数料を適用する場合に限り、適用しません。</td></tr><tr><td>(イ) 回線終端装置工事費</td><td>回線終端装置の工事を要する場合に適用します。</td></tr><tr><td>(ウ) 配線工事費</td><td>引込線の設置の工事を要する場合に適用します。</td></tr></table> イ (2)アに定めた各工事適用種別について、次のとおり (3)ア 工事費の区分を適用します。 <table><tr><th>工事適用種別</th><th>適 用</th></tr><tr><td>(A)</td><td>当社は、工事費の区分 (ア) (イ) (ウ) を適用します。</td></tr><tr><td>(B)</td><td>当社は、提供区域ピカラ（愛媛）、ピカラ（徳島）に限り、工事費の区分 (ア) (イ) (ウ) を適用します。また、ピカラ海部に限り、工事費の区分 (ア) (ウ) を適用します。その他の提供区域においては、当社は、工事費の区分 (ア) のみを適用します。この場合、併せて、第10条第2項に定める提携事業者に対する費用が必要となります。</td></tr><tr><td>(C)</td><td>当社は、工事費の区分 (ア) を適用します。 別途、併せて、特定協定事業者が定める工事費が必要となります。</td></tr><tr><td>(D)</td><td>当社は、工事費の区分 (ア) を適用します。</td></tr></table> ウ 当社は、ピカラ光ねっと契約者から変更に係る工事を要する請求を受け付けたときは、当該工事に要する (3)ア 工事費の区分を適用します。 (4)解除に係る工事費の区分 ア 解除の工事に係る工事費については、次の区分があります。 <table><tr><th>工事費の区分</th><th>適 用</th></tr><tr><td>(エ) 屋内残置工事費</td><td>引込線を屋内に残置したまま、回線終端装置等を撤去する工事を要する場合に適用します。</td></tr><tr><td>(オ) 軒先残置工事費</td><td>引込線を軒先等に残置し、回線終端装置等を撤去する工事を要する場合に適用します。</td></tr><tr><td>(カ) 引込線全撤去工事費</td><td>引込線及び回線終端装置等を撤去する工事を要する場合に適用します。</td></tr></table> イ 引込線を残置する場合でも、当社設備の保守又は工事上やむを得ない理由等により当社が引込線を撤去する場合があります。	工事費の区分	適 用	(ア) 交換機等工事費	光ネットワーク取扱局の交換設備又は主配線盤における工事を要する場合に適用します。 ただし、同時に品目変更手数料を適用する場合に限り、適用しません。	(イ) 回線終端装置工事費	回線終端装置の工事を要する場合に適用します。	(ウ) 配線工事費	引込線の設置の工事を要する場合に適用します。	工事適用種別	適 用	(A)	当社は、工事費の区分 (ア) (イ) (ウ) を適用します。	(B)	当社は、提供区域ピカラ（愛媛）、ピカラ（徳島）に限り、工事費の区分 (ア) (イ) (ウ) を適用します。また、ピカラ海部に限り、工事費の区分 (ア) (ウ) を適用します。その他の提供区域においては、当社は、工事費の区分 (ア) のみを適用します。この場合、併せて、第10条第2項に定める提携事業者に対する費用が必要となります。	(C)	当社は、工事費の区分 (ア) を適用します。 別途、併せて、特定協定事業者が定める工事費が必要となります。	(D)	当社は、工事費の区分 (ア) を適用します。	工事費の区分	適 用	(エ) 屋内残置工事費	引込線を屋内に残置したまま、回線終端装置等を撤去する工事を要する場合に適用します。	(オ) 軒先残置工事費	引込線を軒先等に残置し、回線終端装置等を撤去する工事を要する場合に適用します。	(カ) 引込線全撤去工事費	引込線及び回線終端装置等を撤去する工事を要する場合に適用します。	第2表 工事に関する費用 第1 工事費 1 適用 (3)新規・変更・解除に係る工事費の区分 ア 新規又は変更の工事に係る工事費については、次の区分があります。 <table><tr><th>工事費の区分</th><th>適 用</th></tr><tr><td>(ア) 交換機等工事費</td><td>光ネットワーク取扱局の交換設備又は主配線盤における工事を要する場合に適用します。 ただし、同時に品目変更手数料を適用する場合に限り、適用しません。</td></tr><tr><td>(イ) 回線終端装置工事費</td><td>回線終端装置の工事を要する場合に適用します。</td></tr><tr><td>(ウ) 配線工事費</td><td>引込線の設置の工事を要する場合に適用します。 <u>ただし、工事適用種別が (B) 及び (C) の提供区域においては、建物内の引込線設置の工事を要する場合に適用します。また、ピカラ海部に限り宅内配線の設置の工事について適用します。</u></td></tr></table> イ 当社は、ピカラ光ねっと契約者から変更に係る工事を要する請求を受け付けたときは、当該工事に要する (3)ア 工事費の区分を適用します。 ウ 解除の工事に係る工事費については、次の区分があります。 <table><tr><th>工事費の区分</th><th>適 用</th></tr><tr><td>(エ) 屋内残置工事費</td><td>引込線を屋内に残置したまま、回線終端装置等を撤去する工事を要する場合に適用します。</td></tr><tr><td>(オ) 軒先残置工事費</td><td>引込線を軒先等に残置し、回線終端装置等を撤去する工事を要する場合に適用します。</td></tr><tr><td>(カ) 引込線全撤去工事費</td><td>引込線及び回線終端装置等を撤去する工事を要する場合に適用します。</td></tr></table> エ 引込線を残置する場合でも、当社設備の保守又は工事上やむを得ない理由等により当社が引込線を撤去する場合があります。 オ 別記1（1）に定める提供区域に対して、次表のとおり（3）ア及びウ 工事費の区分を適用します。 （○ 適用、－ 非適用） <table><tr><th rowspan="2">地 域</th><th rowspan="2">提供区域名</th><th colspan="3">新規又は変更の 工事に係る工事費</th><th colspan="3">解除の工事に係る工事費</th></tr><tr><th>(ア)</th><th>(イ)</th><th>(ウ)</th><th>(エ)</th><th>(オ)</th><th>(カ)</th></tr><tr><td rowspan="6">香 川 県</td><td><u>ピカラ（香川）</u></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td><u>ピカラさぬき市</u></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td><u>ピカラCVC ※1</u></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td><u>ピカラMCB ※1</u></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td><u>ピカラ東かがわ</u></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td><u>ピカラKBN ※1</u></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr></table>	工事費の区分	適 用	(ア) 交換機等工事費	光ネットワーク取扱局の交換設備又は主配線盤における工事を要する場合に適用します。 ただし、同時に品目変更手数料を適用する場合に限り、適用しません。	(イ) 回線終端装置工事費	回線終端装置の工事を要する場合に適用します。	(ウ) 配線工事費	引込線の設置の工事を要する場合に適用します。 <u>ただし、工事適用種別が (B) 及び (C) の提供区域においては、建物内の引込線設置の工事を要する場合に適用します。また、ピカラ海部に限り宅内配線の設置の工事について適用します。</u>	工事費の区分	適 用	(エ) 屋内残置工事費	引込線を屋内に残置したまま、回線終端装置等を撤去する工事を要する場合に適用します。	(オ) 軒先残置工事費	引込線を軒先等に残置し、回線終端装置等を撤去する工事を要する場合に適用します。	(カ) 引込線全撤去工事費	引込線及び回線終端装置等を撤去する工事を要する場合に適用します。	地 域	提供区域名	新規又は変更の 工事に係る工事費			解除の工事に係る工事費			(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	香 川 県	<u>ピカラ（香川）</u>	○	○	○	○	○	○	<u>ピカラさぬき市</u>	○	○	○	○	○	○	<u>ピカラCVC ※1</u>	○	○	○	－	－	－	<u>ピカラMCB ※1</u>	○	○	○	－	－	－	<u>ピカラ東かがわ</u>	○	○	○	○	○	○	<u>ピカラKBN ※1</u>	○	○	○	－	－	－	
工事費の区分	適 用																																																																																																				
(ア) 交換機等工事費	光ネットワーク取扱局の交換設備又は主配線盤における工事を要する場合に適用します。 ただし、同時に品目変更手数料を適用する場合に限り、適用しません。																																																																																																				
(イ) 回線終端装置工事費	回線終端装置の工事を要する場合に適用します。																																																																																																				
(ウ) 配線工事費	引込線の設置の工事を要する場合に適用します。																																																																																																				
工事適用種別	適 用																																																																																																				
(A)	当社は、工事費の区分 (ア) (イ) (ウ) を適用します。																																																																																																				
(B)	当社は、提供区域ピカラ（愛媛）、ピカラ（徳島）に限り、工事費の区分 (ア) (イ) (ウ) を適用します。また、ピカラ海部に限り、工事費の区分 (ア) (ウ) を適用します。その他の提供区域においては、当社は、工事費の区分 (ア) のみを適用します。この場合、併せて、第10条第2項に定める提携事業者に対する費用が必要となります。																																																																																																				
(C)	当社は、工事費の区分 (ア) を適用します。 別途、併せて、特定協定事業者が定める工事費が必要となります。																																																																																																				
(D)	当社は、工事費の区分 (ア) を適用します。																																																																																																				
工事費の区分	適 用																																																																																																				
(エ) 屋内残置工事費	引込線を屋内に残置したまま、回線終端装置等を撤去する工事を要する場合に適用します。																																																																																																				
(オ) 軒先残置工事費	引込線を軒先等に残置し、回線終端装置等を撤去する工事を要する場合に適用します。																																																																																																				
(カ) 引込線全撤去工事費	引込線及び回線終端装置等を撤去する工事を要する場合に適用します。																																																																																																				
工事費の区分	適 用																																																																																																				
(ア) 交換機等工事費	光ネットワーク取扱局の交換設備又は主配線盤における工事を要する場合に適用します。 ただし、同時に品目変更手数料を適用する場合に限り、適用しません。																																																																																																				
(イ) 回線終端装置工事費	回線終端装置の工事を要する場合に適用します。																																																																																																				
(ウ) 配線工事費	引込線の設置の工事を要する場合に適用します。 <u>ただし、工事適用種別が (B) 及び (C) の提供区域においては、建物内の引込線設置の工事を要する場合に適用します。また、ピカラ海部に限り宅内配線の設置の工事について適用します。</u>																																																																																																				
工事費の区分	適 用																																																																																																				
(エ) 屋内残置工事費	引込線を屋内に残置したまま、回線終端装置等を撤去する工事を要する場合に適用します。																																																																																																				
(オ) 軒先残置工事費	引込線を軒先等に残置し、回線終端装置等を撤去する工事を要する場合に適用します。																																																																																																				
(カ) 引込線全撤去工事費	引込線及び回線終端装置等を撤去する工事を要する場合に適用します。																																																																																																				
地 域	提供区域名	新規又は変更の 工事に係る工事費			解除の工事に係る工事費																																																																																																
		(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)																																																																																														
香 川 県	<u>ピカラ（香川）</u>	○	○	○	○	○	○																																																																																														
	<u>ピカラさぬき市</u>	○	○	○	○	○	○																																																																																														
	<u>ピカラCVC ※1</u>	○	○	○	－	－	－																																																																																														
	<u>ピカラMCB ※1</u>	○	○	○	－	－	－																																																																																														
	<u>ピカラ東かがわ</u>	○	○	○	○	○	○																																																																																														
	<u>ピカラKBN ※1</u>	○	○	○	－	－	－																																																																																														

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧		新								備 考（変更理由）
ウ 別記 1 に定める提供区域に対して、次のとおり解除に係る工事区分を適用します。										
工事適用種別		適 用								
(A)		当社は、工事費の区分（エ）（オ）（カ）を適用します。								
(B)		当社は、提供区域ビカラ（愛媛）、ビカラ（徳島）に限り、工事費の区分（エ）（オ）（カ）を適用します。 その他の提供区域においては、当社が定める工事費の区分を適用しません。この場合、別途、提携事業者が定める工事費が必要となります。								
(C)		当社は、当社が定める工事費の区分を適用しません。 別途、特定協定事業者が定める工事費が必要となります。								
(D)		当社は、当社が定める工事費の区分を適用しません。								
	愛媛県	ビカラ（愛媛）	○	○	○	○	○	○		
		ビカラ愛媛CATV ※2	○	○	○	＝	＝	＝		
		ビカラ東温・久万高原 ※2	○	○	○	＝	＝	＝		
		ビカラUCAT [エリア区分（1）] ※1	○	＝	○	＝	＝	＝		
		ビカラUCAT [エリア区分（2）] ※1	○	＝	＝	＝	＝	＝		
		ビカラ（宇和島市）※2	○	＝	○	＝	＝	＝		
		ビカラICK ※1	○	＝	＝	＝	＝	＝		
		ビカラ西予 ※1	○	○	○	＝	＝	＝		
		ビカラ八西 ※1	○	○	○	＝	＝	＝		
		ビカラ新居浜・西条	○	○	○	○	○	○		
	ビカラ四国中央 ※1	○	＝	＝	＝	＝	＝			
	徳島県	ビカラ（徳島）	○	○	○	○	○	○		
		ビカラCUEtv ※1	○	○	○	＝	＝	＝		
		ビカラテレビあなん [エリア区分（1）] ※1	○	○	○	＝	＝	＝		
		ビカラテレビあなん [エリア区分（2）] ※1	○	＝	＝	＝	＝	＝		
		ビカラMTC [エリア区分（1）] ※1	○	○	○	＝	＝	＝		
		ビカラMTC [エリア区分（2）] ※1	○	＝	＝	＝	＝	＝		
		ビカラKBC ※1	○	○	○	＝	＝	＝		
		ビカラ海部 ※1	○	＝	○	＝	＝	＝		
		ビカラ石井CATV ※1	○	○	○	＝	＝	＝		
		ビカラエーアイ ※1	○	○	○	＝	＝	＝		
		ビカラおえ ※1	○	○	○	＝	＝	＝		
		ビカラなか ※1	○	＝	＝	＝	＝	＝		
		ビカラ東阿波 ※1	○	○	○	＝	＝	＝		
		ビカラ鳴門 ※1	○	○	○	＝	＝	＝		
		ビカラあわ ※1	○	＝	＝	＝	＝	＝		
	ビカラICN ※1	○	＝	＝	＝	＝	＝			
	高知県	ビカラKCB	○	○	○	○	○	○		
		ビカラよさこい ※1	○	○	○	＝	＝	＝		
		ビカラゆすはら ※1	○	＝	＝	＝	＝	＝		
ビカラ香南 ※1		○	＝	＝	＝	＝	＝			
ビカラ日高 ※1		○	＝	＝	＝	＝	＝			
ビカラ中芸 ※1		○	＝	＝	＝	＝	＝			
ビカラSWAN ※1		○	○	○	＝	＝	＝			
ビカラ中土佐		○	○	○	○	○	○			
ビカラおおとよ ※1		○	＝	＝	＝	＝	＝			
ビカラおち ※1	○	＝	＝	＝	＝	＝				
※1：新規・変更に係る工事費について、別途、第10条第2項に定める提携事業者に対する費用が必要となります。										
また、解除に係る工事費について、別途、提携事業者が定める工事費が必要となります。										

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備 考（変更理由）
(5) 契約者回線等の移転に係る工事費の適用 ア 契約者回線等の移転に係る工事費は、解除に係る工事費及び移転先での新規に係る工事費を適用します。 ただし、交換機等工事費、回線終端装置工事費については適用しません。 イ 別記1（1）で定める提供区域のうち、次の提供区域に契約者回線等を移転する場合は、新規に係る工事費について適用しません。 ピカラ（香川）、ピカラさぬき市、ピカラ東かがわ、ピカラ（愛媛）、ピカラ愛媛CATV、ピカラ東温・久万高原、ピカラ新居浜・西条、ピカラ（徳島）、ピカラKCB、ピカラ中土佐 (6) 工事費の減額適用 当社は、上記の（3）新規・変更に係る工事費の区分、（4）解除に係る工事費の区分の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。	<u>※2: 新規・変更に係る工事費について、別途、特定協定事業者が定める費用が必要となります。</u> <u>また、解除に係る工事費について、別途、特定協定事業者が定める工事費が必要となります。</u> (4) 契約者回線等の移転に係る工事費の適用 ア 契約者回線等の移転に係る工事費は、解除に係る工事費及び移転先での新規に係る工事費を適用します。 ただし、交換機等工事費、回線終端装置工事費については適用しません。 イ 別記1（1）で定める提供区域のうち、次の提供区域に契約者回線等を移転する場合は、新規に係る工事費について適用しません。 ピカラ（香川）、ピカラさぬき市、ピカラ東かがわ、ピカラ（愛媛）、ピカラ愛媛CATV、ピカラ東温・久万高原、ピカラ新居浜・西条、ピカラ（徳島）、ピカラKCB、ピカラ中土佐 (5) 工事費の減額適用 当社は、上記の（3）新規・変更・解除に係る工事費の区分の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。	

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧				新				備 考（変更理由）
2 工事費の額				2 工事費の額				
工事の種類		単位	工事費の額（税込）	工事の種類		単位	工事費の額（税込）	
新規・変更に係る工事	(略)	(略)	(略)	新規・変更に係る工事	(略)	(略)	(略)	
解除に係る工事	(略)	(略)	(略)	解除に係る工事	(略)	(略)	(略)	
備考				備考				
上記工事に伴い、特別な工事を要する場合には、その工事に要した費用を支払っていただきます。				上記工事に伴い、特別な工事を要する場合には、その工事に要した費用を支払っていただきます。				
ア 上記工事費のうち、新規に係る回線終端装置工事費および配線工事費の適用については、次の通りとします。				ア 上記工事費のうち、新規に係る回線終端装置工事費および配線工事費の適用については、次の通りとします。				
・2022 年 6 月 30 日までにピカラ光ねっと契約の申込みをしたピカラ光ねっと契約者 施工した工事に係る回線終端装置工事費および配線工事費の支払を要します。				・2022 年 6 月 30 日までにピカラ光ねっと契約の申込みをしたピカラ光ねっと契約者 施工した工事に係る回線終端装置工事費および配線工事費の支払を要します。				
・2022 年 7 月 1 日以降にピカラ光ねっと契約の申込みをしたピカラ光ねっと契約者 23 ヶ月以内にピカラ光ねっと契約の解除があった場合に限り、解除時に、継続利用期間に応じて下表の金額の支払いを要します。				・2022 年 7 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までにピカラ光ねっと契約の申込みをしたピカラ光ねっと契約者（ただし、 別記 1（1）で定める提供区域のうち、ピカラ（香川）、ピカラさぬき市、ピカラ東かがわ、ピカラ（愛媛）、ピカラ新居浜・西条、ピカラ（徳島）、ピカラ海部、ピカラ KCB、ピカラ中土佐に限ります。） 23 ヶ月以内にピカラ光ねっと契約の解除があった場合に限り、解除時に、継続利用期間に応じて下表の金額の支払いを要します。				
継続利用 期間	回線終端装置工事費	配線工事費	継続利用 期間	回線終端 装置工事費	配線工事費	継続利用 期間	回線終端 装置工事費	配線工事費
1 ヶ月	(略)	(略)	13 ヶ月	(略)	(略)	13 ヶ月	(略)	(略)
2 ヶ月	(略)	(略)	14 ヶ月	(略)	(略)	14 ヶ月	(略)	(略)
3 ヶ月	(略)	(略)	15 ヶ月	(略)	(略)	15 ヶ月	(略)	(略)
4 ヶ月	(略)	(略)	16 ヶ月	(略)	5,200 円 (税込 5,720 円)	16 ヶ月	(略)	5,200 円 (税込 5,720 円)
5 ヶ月	(略)	(略)	17 ヶ月	(略)	(略)	17 ヶ月	(略)	(略)
6 ヶ月	(略)	(略)	18 ヶ月	(略)	(略)	18 ヶ月	(略)	(略)
7 ヶ月	(略)	(略)	19 ヶ月	(略)	(略)	19 ヶ月	(略)	(略)
8 ヶ月	(略)	(略)	20 ヶ月	(略)	(略)	20 ヶ月	(略)	(略)
9 ヶ月	(略)	(略)	21 ヶ月	(略)	(略)	21 ヶ月	(略)	(略)
10 ヶ月	(略)	(略)	22 ヶ月	(略)	(略)	22 ヶ月	(略)	(略)
11 ヶ月	(略)	(略)	23 ヶ月	(略)	(略)	23 ヶ月	(略)	(略)
12 ヶ月	(略)	(略)	24 ヶ月 以降	(略)	(略)	24 ヶ月 以降	(略)	(略)
				※1: 提供区域が、別記 1（ピカラ光ねっとの提供区域）に定める区域のうちピカラ UCAT 及びピカラ（宇和島市）であって、長期契約割引が適用されていない場合に限り、4,800 円（税込 5,280 円）とします。				

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備 考（変更理由）
附 則	附 則 <u>（実施期日）</u> 1 この改正約款は、2023年4月1日から実施します。 <u>（経過措置）</u> 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 <u>（特例措置）</u> 3 別記1（1）の提供区域において、ピカラ光ねっと契約を申込みしたピカラ光ねっと契約者に、特例措置を実施します。ただし、この約款の附則で別に定める場合を除きます。 4 3の特例措置は、次のとおりとし、実施期間は、2023年4月1日から2023年6月30日までとします。 （1）新規契約又は契約変更する場合に、次の特例措置を適用します。 （ア） <u>プラン1、プラン2、プラン2－2B（バリュープラン）、プラン3に係る新規契約に伴う契約事務手数料、交換機等工事費については0円とします。</u> （イ） <u>料金表第1表 料金 1適用（9）ピカラ光ねっとの品目及び種別の適用に定めるプラン3を提供しているエリアに限り、次の特例措置を適用します。</u> ① <u>プラン3からプラン1及びプラン2へ契約変更する場合の契約事務手数料及び交換機等工事費を、0円とします。</u> ② <u>プラン1及びプラン2からプラン3へ契約変更する場合の契約事務手数料、交換機等工事費を、初回のみ0円とします。</u> （2）ピカラ光ねっと契約者ご自身で、マイピカラにより次の申込みをされる場合に、次の特例措置を適用します。 （ア） <u>品目変更（ただし、100Mb/s品目から1Gb/s品目への変更に限る）の申込みをした場合、品目変更に係る手数料（契約事務手数料2,000円（税込2,200円）及び品目変更手数料1,000円（税込1,100円））の計3,000円（税込3,300円）を0円とします。</u> （イ） <u>デュアルスタックの提供に係る端末交換の申込みをした場合、契約等事務手数料2,000円（税込2,200円）を0円とします。（ただし、提供区域がピカラゆすはらを除く）</u> 5 <u>4の新規契約する場合の特例措置について、以下の場合は適用しません。</u> （ア） <u>現在のピカラ光ねっと契約者が、既に締結しているピカラ光ねっと契約（この条文において「従来のピカラ光ねっと契約」といいます。）に加えて、同一の構内又は建物（以下この条文において「同一利用場所」といいます。）で新たにピカラ光ねっと申込みを行い、かつ当該新たに締結したピカラ光ねっと契約の成立以降12ヶ月以内に従来のピカラ光ねっと契約を解除した場合。</u> 6 「ノートン セキュリティ オンライン」のライセンスコードの発行申請にあたり、当社所定の方法以外でお客さまがその発行を受けた場合、事務手数料（K）1,000円（税込1,100円）を0円とします。	